

平成29年4月27日

株主各位

## 第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 目次

「会計監査人の状況」	P.1
「業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要」	P.2
「連結株主資本等変動計算書」	P.5
「連結注記表」	P.6
「株主資本等変動計算書」	P.15
「個別注記表」	P.16

上記の情報につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.treasurefactory.co.jp/>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

**株式会社トレジャー・ファクトリー**

## 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 23,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,100千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務データベースリジェンス支援業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役会による協議を経て、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が、当社に対し損害賠償責任を負う場合において、会計監査人がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度とするものとしております。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

## 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、企業行動憲章を制定し、当社及び子会社にこれを周知徹底する。
- ②取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する方針の立案及び上申を行わせ、もって役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ③取締役会は、コンプライアンスに係る統括責任者として担当取締役を選任し、子会社を含めた全社的な管理を行う。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程及び情報管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事件、事故及び自然災害その他経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、内部統制委員会を設置し、想定されるリスクの洗い出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。
- ②取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
- ③業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ④定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社管理規程その他関連規程に基づき、子会社ごとに所管部門を定め、子会社から子会社の職務執行及び事業状況を報告させる。
- ②当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役職員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
- ③当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
- ④子会社の規模に応じて当社又は子会社にリスク管理体制を整備し、連携して情報共有を行うものとする。
- ⑤当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及び子会社の業務執行状況及び内部監査の実施状況を報告する。
- ②取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に明記する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払又は償還等の請求をしたときは、

当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ②代表取締役は、監査役との間で適宜会合を持つ。
- ③監査役は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。
- ④監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、定期的に情報交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価し、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えの下、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。
- ②反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。具体的には、不当要求防止責任者の設置及び講習の受講、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、事前審査の強化及び役職員向けの研修の実施等の取り組みを推進する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において定期的に見直すことにより、継続的な業務の適正の確保に努めております。

コンプライアンス委員会及び内部統制委員会の定期的な開催を通じて、内部統制システムの運用状況のモニタリング及び見出された問題に対する是正措置等を実施し、その結果を取締役会へ報告することにより、内部統制システムを適切に運用しております。

また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持つことにより、業務執行の状況を日常的に監視しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	369,743	304,743	2,917,867	△150,070	3,442,284
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	20,349	20,349			40,699
剰 余 金 の 配 当			△170,863		△170,863
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			485,296		485,296
自 己 株 式 の 取 得				△111,851	△111,851
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	20,349	20,349	314,432	△111,851	243,280
当 期 末 残 高	390,093	325,093	3,232,300	△261,921	3,685,565

	その他の包括利益累計額		新 株 予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	—	—	5,280	—	3,447,564
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					40,699
剰 余 金 の 配 当					△170,863
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					485,296
自 己 株 式 の 取 得					△111,851
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△1,277	△1,277	△709	10,016	8,029
当 期 変 動 額 合 計	△1,277	△1,277	△709	10,016	251,310
当 期 末 残 高	△1,277	△1,277	4,570	10,016	3,698,874

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社カインドオル

Treasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.

(連結範囲の変更)

当社はTreasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社カインドオルの全株式を取得し、新たに連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社カインドオルの決算日と連結決算日は一致しておりますが、Treasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.は決算日が11月30日であります。連結計算書類の作成にあたってはTreasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.の11月30日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（個別バーコード管理商品）……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（上記以外の商品）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。また、レンタル資産については定額法。  
なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～27年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	3～8年
レンタル資産	2年

無形固定資産	定額法
(リース資産を除く)	のれんについては、その支出の効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
リース資産	定額法
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

### ④引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

ポイント引当金……………ポイントカードの使用による費用発生に備えるため、使用実績率に基づき将来において発生すると見込まれる額を計上しております。

返品調整引当金……………将来発生する見込みの返品による費用発生に備えるため、返品実績率に基づき翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

### ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通過への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### ⑥消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	26,193千円
土	地	141,555千円
計		167,749千円

上記物件は長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及び短期借入金140,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,337,533千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数 ……普通株式 11,278,800株

(2) 自己株式の種類及び総数 ……普通株式 237,731株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	83,063千円
・1株当たり配当金額	7.5円
・基準日	平成28年2月29日
・効力発生日	平成28年5月30日

② 配当金支払額等

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	87,800千円
・1株当たり配当金額	8.0円
・基準日	平成28年8月31日
・効力発生日	平成28年11月1日

③ 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

・株 式 の 種 類	普通株式
・配当金の総額	88,328千円
・配 当 の 原 資	利益剰余金
・ 1 株当たり配当金額	8.0円
・基 準 日	平成29年 2 月28日
・効 力 発 生 日	平成29年 5 月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	554,000株
------	----------

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金であります。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

敷金及び保証金については、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

平成29年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,349,920	1,349,920	—
(2) 売掛金	340,364	340,364	—
(3) 敷金及び保証金	1,193,109	1,183,894	△9,214
資産計	2,883,394	2,874,180	△9,214
(1) 買掛金	32,339	32,339	—
(2) 短期借入金	970,000	970,000	—
(3) 未払法人税等	65,419	65,419	—
(4) 長期借入金※	1,339,183	1,341,491	2,308
負債計	2,406,942	2,409,250	2,308

※ 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを連結会計年度末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等に信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合の想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	333.69円
1株当たり当期純利益	43.97円

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 新株予約権の発行

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議しております。

#### (1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

#### (2) 新株予約権の発行要領

- ① 新株予約権の数 : 5,380個
- ② 発行価額 : 新株予約権1個につき1,414円
- ③ 申込期日 : 平成29年4月21日
- ④ 新株予約権の割当日 : 平成29年4月28日
- ⑤ 払込期日 : 平成29年5月31日

#### (3) 新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数 : 普通株式538,000株（新株予約権1個につき100株）
- ② 行使価額 : 1株あたり779円
- ③ 発行総額 : 426,709,320円

#### (4) 行使期間

平成31年6月1日から平成33年4月28日まで

#### (5) 行使条件

- ① 新株予約権者は、平成30年2月期から平成31年2月期までの2事業年度における、参照指数（監査済みの当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする）が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を平成31年2月期有価証券報告書提出日の翌月の1日以降より行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - （a）平成30年2月期の参照指数が1,150百万円以上かつ平成31年2月期の参照指数が1,291百万円以上の場合、行使可能割合100%
  - （b）平成31年2月期の参照指数が1,420百万円以上の場合、行使可能割合100%

- ② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が次の各号に定める水準を下回った場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 本新株予約権の割当日から平成30年4月27日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の75%を下回った場合
- (b) 平成30年4月28日から平成31年4月27日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の85%を下回った場合
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者及び数

当社取締役	4名	3,650個
当社及び当社関係会社の従業員	39名	1,730個

自己株式の取得

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

更なる資本効率の向上及び総合的な株主還元の充実を図るという観点から、自己株式の取得を行うことといたしました。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 150,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.4%）
- ③ 株式の取得価額の総額 120百万円（上限）

- ④ 取得期間 平成29年4月13日～平成29年4月20日
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）及び市場買付

(3) 取得の内容

- ① 取得した株式の総数 126,000株
- ② 株式の取得価額の総額 98百万円
- ③ 取得日 平成29年4月14日

なお、当該決議による自己株式の取得は、平成29年4月14日をもって終了しております。

自己株式の消却

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の総数 上記(2)により取得した自己株式の全数
- (3) 消却予定日 平成29年4月20日

## 8. 企業結合に関する注記

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及び事業内容
  - 被取得企業の名称 株式会社カインドオル
  - 事業の内容 ファッション品のリユース事業
- ② 企業結合を行った主な理由  
ブランド古着の分野において、高い認知度とノウハウを有する株式会社カインドオルを当社グループに迎え入れることにより、ブランド古着のマーケットでリユースサービスの成長を加速していきたいと考え、株式を取得することといたしました。
- ③ 企業結合日  
平成28年11月30日（みなし取得日）
- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率  
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成28年12月1日から平成29年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	427,200千円
取得原価		427,200千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

外部アドバイザーに対する報酬・手数料等	55,932千円
---------------------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

54,904千円

② 発生原因

主に今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,060,755千円
固定資産	256,066千円
資産合計	1,316,821千円
流動負債	438,463千円
固定負債	506,062千円
負債合計	944,526千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,950,655千円
営業利益	△39,487千円
経常利益	△46,958千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の数値は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資本準備 金	資本剰余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	369,743	304,743	304,743	2,917,867	2,917,867	△150,070	3,442,284	5,280	3,447,564
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	20,349	20,349	20,349				40,699		40,699
剰 余 金 の 配 当				△170,863	△170,863		△170,863		△170,863
当 期 純 利 益				523,161	523,161		523,161		523,161
自 己 株 式 の 取 得						△111,851	△111,851		△111,851
株主資本以外の項目の当期変動額								△709	△709
当 期 変 動 額 合 計	20,349	20,349	20,349	352,298	352,298	△111,851	281,145	△709	280,436
当 期 末 残 高	390,093	325,093	325,093	3,270,165	3,270,165	△261,921	3,723,430	4,570	3,728,000

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（個別バーコード管理商品）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（上記以外の商品）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。また、レンタル資産については定額法。  
なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～27年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	3～8年
レンタル資産	2年

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産……………定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
ポイント引当金	ポイントカードの使用による費用発生に備えるため、使用実績率に基づき将来において発生すると見込まれる額を計上しております。
返品調整引当金	将来発生する見込みの返品による費用発生に備えるため、返品実績率に基づき翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建 物	26,193千円
土 地	141,555千円
計	167,749千円

上記物件は長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及び短期借入金140,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,258,411千円

(3) 偶発債務に関する注記

関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

株式会社カインドオル 693,780千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権 73,035千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	18,876千円
営業取引以外の取引高	285千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 ……………普通株式 237,731株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	7,747千円
未払事業所税	7,436千円
賞与引当金	56,954千円
ポイント引当金	11,726千円
返品調整引当金	7,000千円
減損損失	7,866千円
資産除去債務	112,466千円
商品評価損	7,713千円
その他	14,145千円
繰延税金資産合計	233,058千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する資産	△68,826千円
繰延税金負債合計	△68,826千円
繰延税金資産の純額	164,231千円

## 7. 関連当事者に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 カインドオル	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証	693,780	-	-
子会社	Treasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.	所有 直接49%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	71,126	関係会社 長期貸付金	71,126

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
なお、担保は受け入れておりません。
- 債務保証については、銀行からの借入につき行ったものであり、期末残高を記載しております。  
なお、保証料は受け入れておりません。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	337.23円
1株当たり当期純利益	47.40円

**9. 重要な後発事象に関する注記**

連結計算書類の連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の数値は千円未満を切り捨てて表示しております。